

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）

産業廃棄物処分業（ 中間処分、最終処分 ）

許可申請等の手引

令和 7 年 4 月

埼玉県環境部

目 次

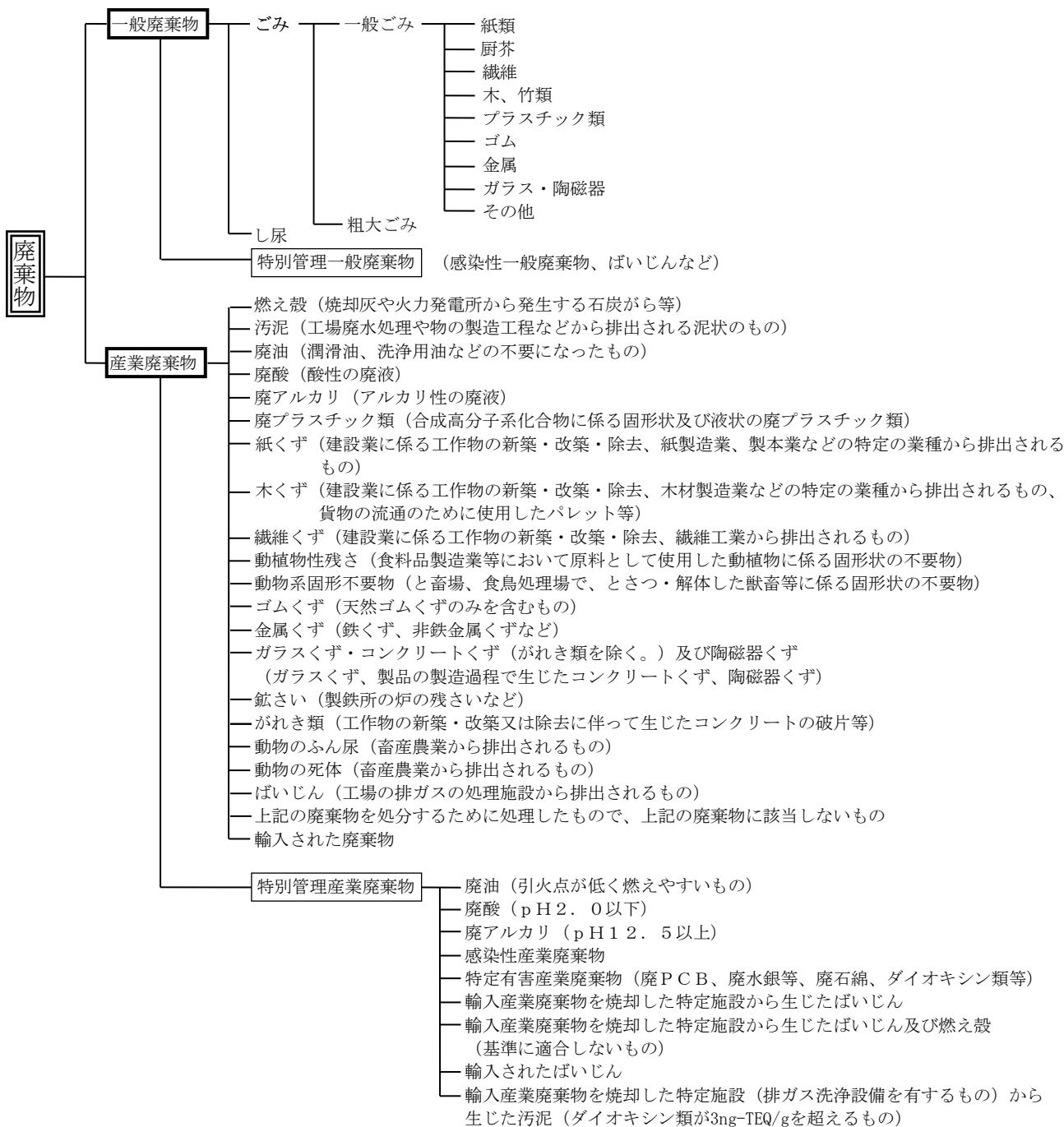
I	産業廃棄物について	2
II	産業廃棄物処理業の種類と許可について	9
III	許可申請手続について	12
	1 事前協議	
	【1】計画書の提出について	
	【2】審査結果の通知について	
	2 処理施設設置協議	
	【1】処理施設設置協議書の提出について	
	【2】処理施設承認書の通知について	
	【3】処理施設の設置について	
	3 許可申請	
	【1】許可申請の種類について	
	【2】許可の基準について	
	【3】申請書について	
	【4】申請手数料について	
	【5】申請書の提出方法及び提出先について	
	【6】施設検査について	
	【7】処分の指令書・許可証の交付について	
	4 産業廃棄物処理業許可事務のフロー	
IV	事業開始後	27
	1 各種届出	
	2 産業廃棄物処理実績報告書	
V	罰 則	30
VI	その他	31
VII	参 考	31
	付録	

I 産業廃棄物について

1 廃棄物の分類

廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの不要物や、自分で利用したり他人に有償で売却できないため不要になったもので、液状または固形状のものを言います。

廃棄物には、その発生形態や性状の違いから、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の二つに大別されており、排出後の処理の責任主体や処理方法が区分されています。



2 産業廃棄物とは（表－１及び表－２）

「産業廃棄物」とは、会社や工場などの事業に直接関係する活動に伴って発生した廃棄物及び輸入された廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に定められた 21 種類の廃棄物を言います。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものを「特別管理産業廃棄物」として定めています。

表－１ 産業廃棄物の種類（２１品目）（ただし、特別管理産業廃棄物を除く。）

１ 安定型産業廃棄物

種 類	内 容（例 示）
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の廃プラスチック類。 廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む。）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材（Ｐ－タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす（固化したもの）、接着剤かす（固化したもの）等
ゴムくず	天然ゴムくず。（注：合成ゴムは、廃プラスチック類） 切断くず、裁断くず等
金属くず	鉄くず、空き缶、スクラップ、ブリキ、トタンくず、箔くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ドライ粉、溶接かす等
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	１ ガラスくず：廃空き瓶類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉等 ２ コンクリートくず：製品の製造過程で生じるコンクリートブロック、インターロッキングブロック、モルタルくず及びアスファルト・コンクリートくず（いずれもがれき類を除く。） ３ 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、耐火レンガくず、断熱レンガくず、廃石膏ボード等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物。 コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片等

ただし、①自動車等破砕物、②廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの）、③廃容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入・付着したもの）、④鉛蓄電池の電極、⑤鉛製の管又は板、⑥廃ブラウン管（側面部に限る。）、⑦廃石膏ボードは安定型から除く。

２ その他の産業廃棄物

種 類	排 出 限 定 業 種	内 容（例 示）
燃え殻		事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残さ、炉清掃廃棄物等。 廃棄物焼却灰、重油燃焼灰等
汚泥		工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程などにおいて生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの。 １ 有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く。）、洗毛汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、消化汚泥、糊かす、うるしかす等 ２ 無機性汚泥：浄水場沈殿汚泥、中和沈殿汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥（カッター汚泥を除く）、メッキ汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト汚泥、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚葉かす

種 類	排 出 限 定 業 種	内 容 (例 示)
汚泥 (続き)		けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム (油性スカムを除く。)、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、パフくず、廃サンドブラスト (塗料かすを含むものに限る。)、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石膏、赤泥、転写紙かす等
廃油		鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油、廃溶剤類等。 潤滑油系廃油 (スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等)、切削油系廃油 (水溶性、不水溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油 (重油等)、動植物油系廃油 (魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等)、廃溶剤類 (アルコール等)、廃可塑剤類 (脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等)、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄排水等 ※ タールピッチ (廃油と廃酸の混合物)、廃白土 (廃油と汚泥の混合物)、タンクスラッジ、油性スカム・洗車スラッジ (廃油と汚泥の混合物)
廃酸 ($> \text{pH} 2.0$)		廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液のうち、$\text{pH} 2.0$ 以下でないもの。 無機廃酸 (硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ほう酸等)、有機廃酸 (ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液 (漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ ($< \text{pH} 12.5$)		廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液のうち、$\text{pH} 12.5$ 以上でないもの。 洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属石鹼廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液 (精錬工程、シルケット加工)、黒液 (チップ蒸解廃液)、脱脂廃液 (金属表面処理)、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等
紙くず	建設業 (工作物の新築、改築、除去)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業	左記の事業活動に伴って生ずる紙くず。 印刷くず、製本くず、裁断くず、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
木くず	建設業 (工作物の新築、改築、除去)、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業	左記の事業活動に伴って生ずる木くず。 1 建設業：建物・橋・電柱・工事現場・飯場小屋の廃木材等 2 木材業等：おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ等 3 物品賃貸業：家具・器具類等
		貨物の流通のために使用したパレット

種 類	排 出 限 定 業 種	内 容 (例 示)
繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	左記の事業活動に伴って生ずる天然繊維くず。 木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等 ※合成量は繊維くずの他に、廃プラスチック類、紙くず、木くず等の混合品 （注：合成繊維くずは、廃プラスチック類）
動植物性残さ	食料品製造業 飲料・飼料製造業（たばこ製造業を除く。） 医薬品製造業 香料製造業	左記の事業活動において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。 （市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物） 1 動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、かんづめ・瓶詰め不良品（返品されたものを除く。）、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 2 植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、油かす等
動物系固形不要物	と畜場 食鳥処理場	とさつ又は解体した獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）及び食鳥処理した食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）に係る固形状の不要物
鉍さい		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい（スラグ）、キューポラ溶鉍炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉍石、粉炭かす、鉍じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く。）等
動物のふん尿	畜産農業	左記の事業活動に伴って生ずる家畜のふん尿。 牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
動物の死体	畜産農業	左記の事業活動に伴って生ずる家畜の死体 牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等の死体
ばいじん		ばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。 電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
処分するために処理したもの（13号廃棄物）		産業廃棄物を処分するために処理したもの。 有害汚泥コンクリート固形物等
輸入された廃棄物		航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。

表－２ 特別管理産業廃棄物の種類

種 類		区 分（排 出 限 定）	例 示
廃油 （燃焼しやすいもの）		揮発油類	ガソリン、アルコール、廃溶剤（シンナー、ベンゼン、トルエン）
		灯油類	灯油、ジェット燃料油
		軽油類	ディーゼル軽油
廃酸 （著しい腐食性あり）		p H 2. 0 以下	濃硫酸、濃硝酸
廃アルカリ （著しい腐食性あり）		p H 1 2. 5 以上	強アルカリ廃液等
感染性産業廃棄物 （医療関係機関から排出される血液、使用済みの注射器等の感染性又はそのおそれのある産業廃棄物） ※医療関係機関（病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設等）		血液等	血液、血清、血漿、血液製剤
		血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管（破損したもの）、シャーレ（破損したもの）、ガラスくず等
		病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ
		その他血液等が付着したもの	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
		その他	汚染物が付着した廃プラスチック類
※特定有害産業廃棄物	廃 P C B 等	廃PCB及びPCBを含む廃油	P C B 原液、P C B を含む絶縁油
	P C B 汚染物	PCB付着物等	塗布又は染み込んだもの（汚泥、紙くず、木くず、繊維くず） 付着又は封入されたもの（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類）
	P C B 処理物	廃PCB等、PCB汚染物を処分するために処理したもの	廃油（>0. 5mg/kg）、廃酸（>0. 03mg/ℓ）、廃アルカリ（>0. 03mg/ℓ）、廃プラスチック類又は金属くず（PCBが付着、封入されているもの）、陶磁器くず（付着されているもの）、その他（>0. 003mg/ℓ）
	廃水銀等	廃水銀及び水銀化合物（施行令第2条の4第5号二） 別表第1に掲げる施設において生じたもの	廃水銀（廃水銀化合物）を含む試薬 ポロシメーターにおける廃水銀
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥	環境省令で定める基準（表－3 参照）を超えているもの
			当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの
	鉍さい		環境省令で定める基準（表－3 参照）を超えているもの
			当該鉍さいを処分するために処理したもの
	廃石綿等	石綿建材除去事業	吹付け石綿除去物、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、その他飛散性保温材・断熱材・耐火被膜材、石綿等付着物（プラスチックシート、防じんマスク、作業衣等）
		大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設及び当該施設が設置されている事業場	集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物（防じんマスク、集じんフィルター等）
		輸入されたもの	集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物（防じんマスク、集じんフィルター等）

種 類		区 分 (排 出 限 定)	例 示
※特定有害産業廃棄物	ばいじん 燃え殻	国内において生じたものにあつては、大気汚染防止法施行令別表第 1 又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 に掲げる廃棄物焼却炉において生じたもの	環境省令で定める基準（表－3 参照）を超えているもの
			当該ばいじん及び燃え殻を処分するために処理したもの
	廃油（廃溶剤）	国内において生じたものにあつては、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設において生じたもの	対象となる廃溶剤（表－3 参照）
			当該廃油を処分するために処理したもの
	汚泥 廃酸 廃アルカリ	国内において生じたものにあつては、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたもの	環境省令で定める基準（表－3 参照）を超えているもの
			当該汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの

※特定有害産業廃棄物は、当該廃棄物が生ずる施設等に関する限定がある場合があります。

表—3 特定有害産業廃棄物に適用する環境省令で定める基準

※単位は25項を除き、(mg/l)

		燃え殻・ばいじん・鉱さい					廃油（廃溶剤に限る。）				指定下水汚泥・汚泥・廃酸・廃アルカリ			
		燃え殻	ばいじん	鉱さい	処理物 （廃酸・ 廃アルカリ）	処理物 （廃酸・ 廃アルカリ以外）	処理物			指定下水汚泥・汚泥	廃酸・ 廃アルカリ	処理物 （廃酸・ 廃アルカリ）	処理物 （廃酸・ 廃アルカリ以外）	
							廃溶剤	廃酸・ 廃アルカリ	廃酸・ 廃アルカリ以外					
1	アルキル水銀化合物	—	検出されないこと				—	—	—	—	検出されないこと			
	水銀又はその化合物	—	0.005		0.05	0.005	—	—	—	—	0.005	0.05	0.05	0.005
2	カドミウム又はその化合物	0.09			0.3	0.09	—	—	—	—	0.09	0.3	0.3	0.09
3	鉛又はその化合物	0.3			1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
4	有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
5	六価クロム化合物	1.5			5	1.5	—	—	—	—	1.5	5	5	1.5
6	砒素又はその化合物	0.3			1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
7	シ ア ン 化 合 物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
8	ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003	0.03	0.03	0.003
9	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
10	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
11	ジクロロメタン	—	—	—	—	—	*	*	2	0.2	0.2	2	2	0.2
12	四 塩 化 炭 素	—	—	—	—	—	*	*	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
13	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	*	*	0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
14	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	10	1	1	10	10	1
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	4	0.4	0.4	4	4	0.4
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	*	*	30	3	3	30	30	3
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	*	*	0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
18	1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	*	*	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
19	チウラム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06	0.6	0.6	0.06
20	シマジン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03	0.3	0.3	0.03
21	チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	2	2	0.2
22	ベンゼン	—	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
23	セレン又はその化合物	0.3			1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
24	1,4-ジオキサン	—	0.5	—	5	0.5	*	*	5	0.5	0.5	5	5	0.5
25	ダイオキシン類	3ng- TEQ/g		—	100pg- TEQ/ℓ	3ng- TEQ/g	—	—	—	—	3ng- TEQ/g	100pg- TEQ/ℓ	100pg- TEQ/ℓ	3ng- TEQ/g

※1 各々の基準を超える場合、特別管理産業廃棄物として扱う。

※2 —は適用される基準がないことを示す。

※3 燃え殻の処理物（廃酸・廃アルカリ、廃酸・廃アルカリ以外ともに）は、1項及び24項が適用されない。

※4 鉱さいの処理物（廃酸・廃アルカリ、廃酸・廃アルカリ以外ともに）は、24項及び25項が適用されない。

※5 *は、濃度に関係なく特別管理産業廃棄物になる。

Ⅱ 産業廃棄物処理業の種類と許可について

1 産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業

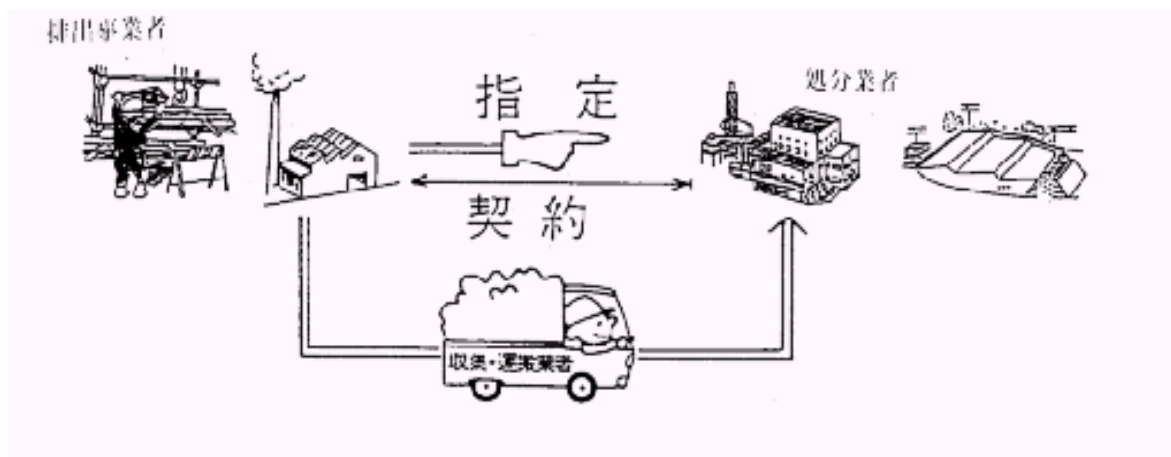
- ◇ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出事業者から委託を受けて収集し、処分場等へ搬入する場合は、それぞれの区分に応じた収集運搬業の許可を受けなければなりません。
- ◇ 排出事業所又は搬入する処分場等が埼玉県以外の場合は、それらの区域を管轄する都道府県知事（政令で定める市長）の許可も受けなければなりません。

なお、平成23年4月1日から（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可の合理化により、原則として、一の政令市を越えて収集運搬の業を行おうとする場合は都道府県知事の許可を受けることとなりました。（※）

※政令市の許可が必要となる場合

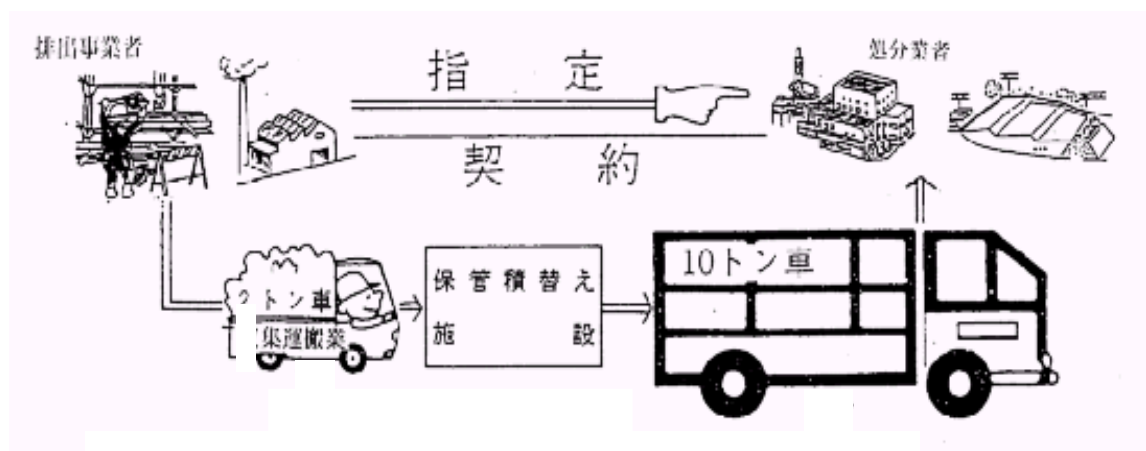
- ・政令市の区域内で積替え保管を行おうとする場合
- ・都道府県内において一の政令市のみで業を行おうとする場合

① 収集運搬業（積替え保管を除く。）



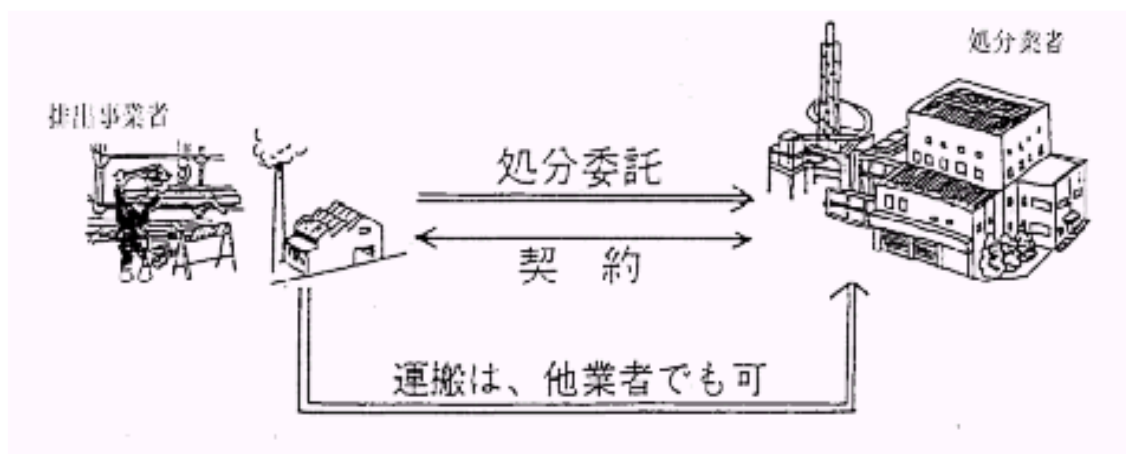
② 収集運搬業（積替え保管を含む。）

- ◇ 収集した廃棄物を積替えるために一時的に保管する場合は、その積替え保管場所を管轄する都道府県知事（政令で定める市長）の許可が必要です。
- ◇ 感染性産業廃棄物のように早急に処分することが望ましい廃棄物については、保管が認められない場合があります。



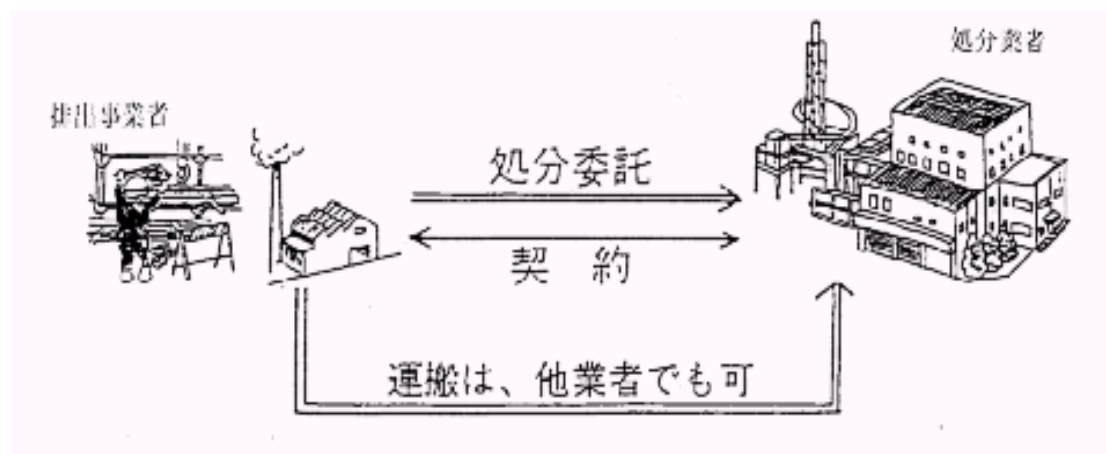
2 産業廃棄物中間処分量・特別管理産業廃棄物中間処分量

- ◇ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出事業者から委託を受けて中間処分する場合は、中間処分量の許可を受けなければなりません。
- ◇ 中間処分は、廃棄物を脱水、中和、破碎、乾燥、焼却するなどして再生や減容等を行うことで、それぞれの廃棄物の種類に適した処分をする必要があります。
- ◇ 廃棄物を機械で選別するだけでは、中間処分とは見なせませんので、それぞれの品目にあった処分方法で中間処分をする必要があります。



3 産業廃棄物最終処分量・特別管理産業廃棄物最終処分量

- ◇ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出事業者から委託を受けて埋立処分する場合は、最終処分量の許可を受けなければなりません。



※ なお、次のような政令で定める施設（産業廃棄物処理施設）を使用して廃棄物処理業を行う場合、別途、設置の許可を受けなければなりません。

政令：産業廃棄物処理施設の種類の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条）

号	施設の種類の種類	能力・規模
1	汚泥の脱水施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
	汚泥の天日乾燥施設	1 0 0 m ³ ／日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	5 m ³ ／日を超えるもの 又は2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	1 m ³ ／日を超えるもの 又は2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	5 0 m ³ ／日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	5 t／日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	1 0 0 kg／日を超えるもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
8 の 2	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t／日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべて
1 0	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて
1 0 の 2	廃水銀等の硫化施設	すべて
1 1	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて
1 1 の 2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべて
1 2	廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の焼却施設	すべて
1 2 の 2	廃P C B等又はP C B処理物の分解施設	すべて
1 3	P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて
1 3 の 2	産業廃棄物の焼却施設 （汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の焼却施設を除く。）	2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
1 4	産業廃棄物の最終処分場	すべて

※ 上記処理施設にかかわらず、中間処分を行うにあたり、関係する他法令の手続が必要となる場合があります。なお、他法令については、「産業廃棄物処理施設設置の手引」を参照してください。

Ⅲ 許可申請手続について

1 事前協議

【1】計画書の提出について

埼玉県内（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市を除く。）において、次の業を行おうとする方は、申請に先立って「産業廃棄物処理業計画書」を提出してください。

また、これらの許可を取得した方が、事業の範囲を変更（取り扱う産業廃棄物の種類の追加、処理方法の追加等）する場合も申請に先立って「産業廃棄物処理業計画書」を提出してください。

- 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含むものに限る。）※
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含むものに限る。）※
- 産業廃棄物中間処分業
- 特別管理産業廃棄物中間処分業
- 産業廃棄物最終処分業
- 特別管理産業廃棄物最終処分業

※ 積替え保管を除く事業に係る産業廃棄物の種類の追加のみの場合、事前協議は不要です。

なお、計画書は、産業廃棄物指導課審査担当に提出してください。

【2】審査結果の通知について

産業廃棄物処理業計画書が提出された場合は、審査を行った後に事業計画者へ「産業廃棄物処理業計画書の審査結果」が通知されます。

2 処理施設設置協議

【1】処理施設設置協議書の提出について

事業計画者は、審査結果通知の指示事項に対応するとともに地元との合意形成を行った後、「処理施設設置協議書」を提出してください。

ただし、事業の範囲を変更する場合であって、処理施設及び保管施設の設備・構造等に変更が一切生じないときは、この手続を省略することができます。

※ 処理施設設置協議書は、産業廃棄物指導課審査担当に提出してください。

【2】処理施設設置承認書の通知について

処理施設設置協議書が提出された場合、審査を行った後に事業計画者へ「処理施設設置承認書」が通知されます。

【3】処理施設の設置について

事業計画者は、「処理施設設置承認書」が通知された後に、処理施設を設置してください。

3 許可申請

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の業の区分別に許可の申請を行ってください。

【1】許可申請の種類について

(1) 新規許可

次の場合等には、新規許可の手続が必要です。

ア 埼玉県内において、新たに収集運搬業又は処分業を行おうとする場合。

イ 許可を受けている個人事業者が、法人を設立した場合。

ウ 許可を受けている個人事業者から、業務を相続した場合。

エ 許可を受けている法人が、吸収合併等により消滅し、存続法人が引き継ぎ業務を行う場合。

(2) 更新許可

許可を取得した者は、5年の期間ごと（優良基準※に適合した事業者は7年の期間ごと）に許可の更新をしなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

許可の有効年月日の 3 か月前を目安に、下記の受付窓口に予約した上で、 許可の更新の申請をしてください。

収集運搬業		中間処分業	最終処分業
積替え保管を除く	積替え保管を含む		
産業廃棄物指導課	環境管理事務所	環境管理事務所	産業廃棄物指導課

※ 環境省の優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル (<https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/>) を参考にして下さい。

(3) 変更許可

許可を取得した者が、取り扱う産業廃棄物の種類を追加したい場合や、処理方法を変えたい場合など下記に該当する変更は、事業の範囲の変更に該当しますので、変更許可申請をしてください。

ア 共通事項

- ・取り扱う産業廃棄物の種類の追加
- ・産業廃棄物処理業に伴う事業場の拡大・増設

イ 収集運搬業

- ・積替え保管を「除く」から「含む」に変更
- ・保管能力の増大

ウ 中間処分業

- ・処分方法の追加・変更
- ・処理能力の増大

※ 廃棄物の種類によっては、施設設置許可申請も必要となります。

なお、上記項目に該当しない場合でも変更許可手続が必要となることもありますので、変更の場合には、事前に産業廃棄物指導課又は各環境管理事務所に御相談ください。

【2】許可の基準について

使用する施設及び申請者の能力が、その事業を的確かつ継続して行えるものでなくてはなりません。

(1) 施設に係る基準

① 産業廃棄物収集運搬業

- 運搬施設を有すること。（運搬車、運搬船、運搬容器、その他）
- 産業廃棄物が飛散、流出しないこと。悪臭が漏れるおそれのないこと。
- 積替え施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- 積替え保管施設は、原則として建屋内に設けること。
また、廃棄物は原則として容器で保管すること。
- 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の収集運搬及び積替え保管について、本県では、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある石綿及び水銀の適正かつ円滑な処理を確保するために、収集運搬及び積替え保管に関する指導方針を定めております。
（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する指導方針（令和3年11月））

② 産業廃棄物中間処分業

- 産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。
 - 1) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 2) 廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 3) 廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。
 - 4) 廃プラスチック類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 5) ゴムくずの処分を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分するに適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。
- 中間処分施設は、原則として建屋内に設けること。また、廃棄物の保管は原則として容器を用いること。
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の中間処理について、別途指導方針を定めております。
（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する指導方針（令和3年11月））

③ 産業廃棄物最終処分業

- 産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場、ブルドーザーその他の施設を有すること。

④ 特別管理産業廃棄物収集運搬業

- 特別管理産業廃棄物の収集、運搬に適する運搬施設を有すること。
- 特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないこと。
- 悪臭が漏れるおそれのないこと。
- 特別管理産業廃棄物の種類に応じたものであること。
 - 1) 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
 - 2) 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
 - 3) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
 - 4) 廃水銀等の収集又は運搬を業として行う場合には、密閉できる容器であること、並びに飛散、流失又は揮発防止、高温にさらされない措置、腐食の防止措置を有する施設であること。
- 積替え施設を有する場合は
 - 1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないよう必要な措置を講じ、かつ特別管理産業廃棄物に他の物が混入しないよう仕切り等が設けられている施設であること。
 - 2) 廃油、廃PCB及び腐食するおそれのあるもの等については、密閉その他の必要な措置を講じること。
 - 3) 廃水銀等については、容器に入れて密封し飛散等防止のため、高温にさらされないため及び腐食防止のためなど必要な措置を講ずること。
- 積替え保管施設は、原則として建屋内に設けること。また、廃棄物の保管は原則として容器を用いること。

⑤ 特別管理産業廃棄物中間処分業

- 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設であって、必要な付帯設備を備えたものを有すること。
 - 1) 廃油の処分を業として行う場合には、火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であって、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 2) 廃酸又は廃アルカリ（シアン化合物を含むものを除く。）の処分を業として行う場合には、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 3) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したものの処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であって、処分す

る廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

- 4) 感染性産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であって、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。
 - 5) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分を業として行う場合には、当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であって、処分する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 6) 廃水銀等の処分を業として行う場合には、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であって、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 7) 廃石綿等の処分を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する熔融施設その他の処理施設を有すること。
 - 8) 水銀若しくはその化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものの処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 9) シアン化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものの処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処理する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 10) 汚泥（7）及び8）に掲げるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ特別管理産業廃棄物に他の物が混入しないよう仕切り等が設けられている施設であること。
 - 中間処分施設は、原則として建屋内に設けること。また、廃棄物の保管は原則として容器を用いること。

⑥ 特別管理産業廃棄物最終処分業

- 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
- 最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

※ なお、許可を受けた後は、産業廃棄物処理基準に従い、業を行わなければなりません。

(2) 申請者の能力に係る基準 (P 3 1 VII参考を参照)

- ① 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

技術的能力を説明する書類として、役員等※の方が受講した許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付してください。

(許可申請の際には修了証の原本を確認しますので持参してください。)

※ 法人の場合は、代表者若しくはその業務を行う役員又は政令で定める使用人であって業を行おうとする区域に存する事業場(当該区域外に存する事業場にあつては、当該区域の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業場に限る。)の代表者、個人の場合は、申請者又は政令で定める使用人であつて業を行おうとする区域に存する事業場(当該区域外に存する事業場にあつては、当該区域の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業場に限る。)の代表者が該当します。

講習会修了証の有効期間は次のとおり。

新規許可講習会の修了証：修了証発行の日から5年間

更新許可講習会の修了証：修了証発行の日から2年間

許可申請に関する講習に関する問合せ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03(5807)5913

URL <https://www.jwnet.or.jp/index.html>

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

URL <https://www.saitama-sanpai.or.jp/>

- ② 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

○ 原則として、債務超過の状態にないこと。

○ 経理状況によっては、別途追加書類の依頼をすることがあります。

※ 提出書類(追加書類を含む。)をもとに審査を行うので、追加書類を提出後、不許可となる場合もあります。

※ 経理的基礎を有するかどうかについて、埼玉県廃棄物処理経理専門委員会に対し、意見聴取を行う場合があります。

- ③ 特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物、廃石綿等以外)の処分に当たり必要な性状の分析を行う者は、次に掲げる資格を有すること。

ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者。

イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であつて、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者。

ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者。

(3) 申請者等の欠格要件

申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの。

(※環境省令で定める者：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ホ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）。

ヘ 法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ト ヘに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- リ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
- ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからリまでのいずれかに該当するもの。
- ル 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者のあるもの。
- ヲ 個人で政令で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者のあるもの。
- ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

《政令で定める使用人》

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

欠格要件に該当する場合、提出された申請については許可することができません。

また、既に許可を受けている場合にあつては、その許可も取消の対象となります。

申請に際しては十分注意してください。

【3】申請書について

(1) 申請書様式

収集運搬業（積替え保管を含む。）・処分業の更新許可申請書については、環境部産業廃棄物指導課のホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-fukumu.html>

なお、上記以外の許可申請の際には、事前協議が必要な場合がありますので、産業廃棄物指導課審査担当に御相談ください。

(2) 添付書類一覧（詳細は、各許可申請書の注釈をご覧ください）

添 付 書 類	業 の 区 分			チェック欄
	収集運搬業 積 保 含 む	中間処分	最終処分	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者が確認できる書類（確定申告書別表2など）	◎	◎	◎	
従前の埼玉県知事許可証の写し	○	○	○	
搬入先予定事業者の許可証の写し※注3	◎	◎		
申請者の身分を証明する書類 法人：定款又は寄附行為※注4、登記事項証明書 個人：住民票の写し、登記されていないことの証明書※注2、注7	◎	◎	◎	
申請者の法定代理人の身分を証明する書類 ：登記事項証明書、住民票の写し、登記されていないことの証明書※注2、注7	○	○	○	
申請書2面の役員の身分を証明する書類 ：住民票の写し、登記されていないことの証明書※注2、注7	◎	◎	◎	
申請書3面の株主又は出資者の身分を証明する書類 当該株主等が法人：登記事項証明書 " 個人：住民票の写し、登記されていないことの証明書※注2、注7	◎	◎	◎	
申請書3面の政令で定める使用人の身分を証明する書類 ：住民票の写し、登記されていないことの証明書※注2、注7	○	○	○	
車両及び容器の写真※注3	◎			
自動車検査証の写し	◎			
事業予定地の土地公図	◎	◎	◎	
事業予定地の登記事項証明書	◎	◎	◎	
事業予定地の使用権原を有する書類	◎	◎	◎	
事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面、設計計算書及び付近の見取図	◎	◎	◎	
事業の用に供する施設の周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類、図面			◎	
処分後の産業廃棄物の処理方法		◎		
特定有害産業廃棄物を取り扱う場合の、排出事業者が発行する分析証明書	●	●	●	
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類※注5		●	●	
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が知識及び技能を有することを証する書類※注5		●	●	
当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式あり）	◎	◎	◎	
法人：直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書（その1）※注6 個人：資産に関する調書（様式あり）、直前3年の所得税の納税証明書（その1）	◎	◎	◎	
講習会修了証の写し（原本確認あり）	◎	◎	◎	

注1 「◎」は必須のもの。「○」は該当する場合に添付。「●」は特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合に添付。

注2 住民票の写し（本籍記載のものでマイナンバーの記載がないもの。外国人にあっては、国籍等が記載されているもの。）、登記されていないことの証明書、登記事項証明書、納税証明書等の公共機関が発行する書類は、原則として申請日前3月以内に発行された原本を正本1部に添付してください。

注3 更新許可申請時には、変更がなければ添付は不要。

注4 優良産業廃棄物処理業者認定を受けている場合は、省略可能。

注5 感染性産業廃棄物、廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合

注6 財務状況によっては、事業が継続できることを示した書類（中小企業診断士等の診断結果等）を提出していただく場合があります。

注7 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。
※ 優良産業廃棄物処理業者認定を受ける場合、別途添付書類が必要になります。更新許可申請書様式中の添付書類一覧表を確認してください。

※ 同時に二以上の申請書等を提出する場合、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書等に添付し、他の申請書等への添付を省略することがあります。詳細は、御相談ください。

(3) 提出部数について

許可申請書は、それぞれ次に掲げる部数を提出してください。

業種区分	新規・変更	更 新
収集運搬業（積替え保管を含む。）	3 部	2 部
中間処分業	3 部	2 部
最終処分業	3 部	3 部

上記部数には、それぞれ申請者控え 1 部が含まれます。

申請者控えは受付後、申請者にお返しします。（控えはコピー可）

【4】申請手数料について

埼玉県では、令和 6 年 3 月末日をもって埼玉県収入証紙（以下「収入証紙」）の使用を終了しました。これに伴い、「電子申請・届出サービス」を利用した手数料のお支払い（電子納付）又は窓口キャッシュレス決済で手数料をお支払いいただきます。詳しくは「[申請手数料の納入方法](#)」を御確認ください。

申請手数料は、次表のとおりです。

区分 種類	産業廃棄物 処理業		特別管理産業廃棄物処理業	
	収集運搬業	処 分 業	収集運搬業	処 分 業
新規申請	81,000円	100,000円	81,000円	100,000円
更新申請	73,000円	94,000円	74,000円	95,000円
変更申請	71,000円	92,000円	72,000円	95,000円

【5】申請書の提出方法及び提出先について

(1) 申請書は、下記の表に記載する場所へ持参してください。

（郵送は受け付けていません。）

区分 種類	収集運搬業		中間処分業	最終処分業
	積替え保管除く	積替え保管含む		
新規申請	産業廃棄物指導課	産業廃棄物指導課	産業廃棄物指導課	産業廃棄物指導課
更新申請		環境管理事務所	環境管理事務所	
変更申請		産業廃棄物指導課	産業廃棄物指導課	

※ 環境管理事務所が提出先の場合、県内に 7 か所ある環境管理事務所のうち、「処理施設の所在地」を管轄する環境管理事務所に提出してください。

(2) 申請書の提出等は予約制で受け付けています。来庁する際には、あらかじめ提出先に電話して予約を取ってください。予約がない場合、申請をお受けできない場合があります。

(3) 書類等に不備があった場合は、本県の指導に基づき補正してください。

(4) 行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝祭日等）は、申請できません。

【6】処理施設の検査について

許可申請を受理した後、審査の過程で処理施設の検査を実施し、許可基準に適合しているかを確認します。

【7】処分の指令書・許可証の交付について

- (1) 指令書・許可証の交付日は、産業廃棄物指導課又は環境管理事務所から、電話でお知らせします。
- (2) 許可証等の受領時には、原則として申請者本人（法人にあっては代表者等）が来庁してください。
- (3) 変更、更新の場合は、現在の許可証と交換になりますので、許可証を持参してください。

許可証に記載されている許可番号について

★許可証の右上には、許可番号として11桁※の番号が附されています。

★左から3桁の「011」は埼玉県固有番号です。

（さいたま市は「101」、川越市は「103」、川口市は「125」、越谷市は「121」、）

★左から4桁目の番号は、業の種類を示します。

産業廃棄物収集運搬業	積替え保管を除く。	0	特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替え保管を除く。	5
	積替え保管を含む。	1		積替え保管を含む。	6
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	2	特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	3		最終処分のみ	8
	中間・最終処分	4		中間・最終処分	9

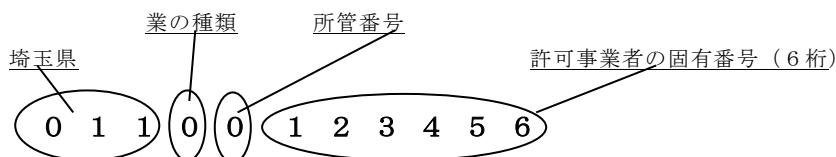
★左から5桁目の番号は、所管番号を示しています。

許可を取得される方は全て“0”になります。

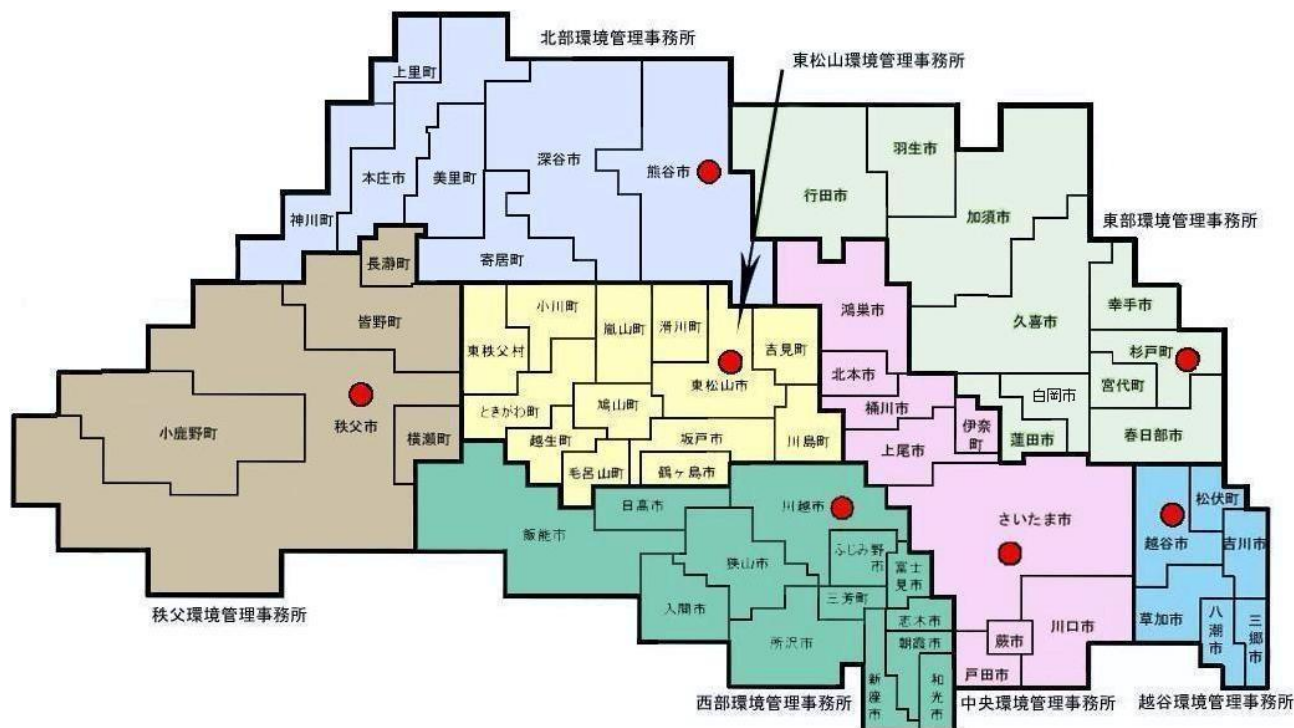
なお、平成22年4月1日から（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可事務が産業廃棄物指導課に集約化されたことに伴い、平成22年4月1日より前に上記許可を取得された方は、これまで附されていた番号のままとなっています。

★左から6桁目以降の番号は、許可業者に与えられる全国共通の固有番号です。

《例》



所管区域を示す地図



事 務 所 名	所 在 地	電 話 番 号
中央環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎内)	TEL 048(822)5199 FAX 048(822)5139
西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 (ウェスタ川越 公共施設棟4階)	TEL 049(244)1250 FAX 049(246)7885
秩父環境管理事務所 生活環境担当	〒368-0042 秩父市東町29-20(秩父地方庁舎内)	TEL 0494(23)1511 FAX 0494(23)6679
北部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒360-0031 熊谷市末広町3-9-1(熊谷地方庁舎内)	TEL 048(523)2800 FAX 048(526)3949
東部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	TEL 0480(34)4011 FAX 0480(34)4785
東松山環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒355-0024 東松山市六軒町5-1(東松山地方庁舎内)	TEL 0493(23)4050 FAX 0493(23)4114
越谷環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82(越谷合同庁舎内)	TEL 048(966)2311 FAX 048(966)5600
環境部産業廃棄物指導課 審査担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁第3庁舎内)	TEL 048(830)3133 FAX 048(830)4774

※1　さいたま市、川越市、川口市及び越谷市は、以下の場合、埼玉県の手続きとは別にそれぞれ許可が必要となります。

- ・政令市の区域内で処分業又は積替え保管を行う場合
- ・都道府県内において一の政令市のみで業を行う場合

※ 2	さいたま市連絡先	環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課	048-829-1608
	川越市連絡先	環境部産業廃棄物指導課	049-239-7007
	川口市連絡先	環境部産業廃棄物対策課	048-228-5380
	越谷市連絡先	環境経済部廃棄物指導課	048-963-9188

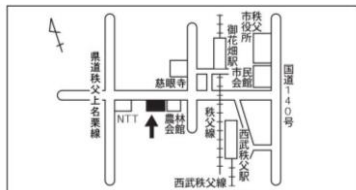
環境管理事務所

はここに 있습니다

身近な環境問題でお気付きの点がございましたら、お気軽にご相談ください。

●埼玉県秩父環境管理事務所

〒368-0042 秩父市東町 29-20(秩父地方庁舎内)
電話 0494(23)1511 FAX0494(23)6679



秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩 5 分

●埼玉県東部環境管理事務所

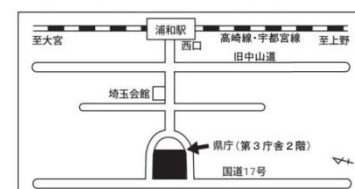
〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10
電話 0480(34)4011 FAX0480(34)4785



東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩 20 分

●環境部産業廃棄物指導課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
(第3庁舎2階)
電話 048(830)3125 FAX048(830)4774



高崎線・宇都宮線浦和駅徒歩 10 分

●埼玉県北部環境管理事務所

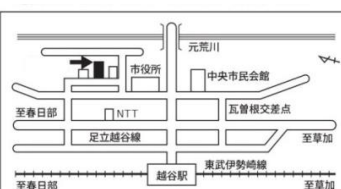
〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1(熊谷地方庁舎内)
電話 048(523)2800 FAX048(526)3949



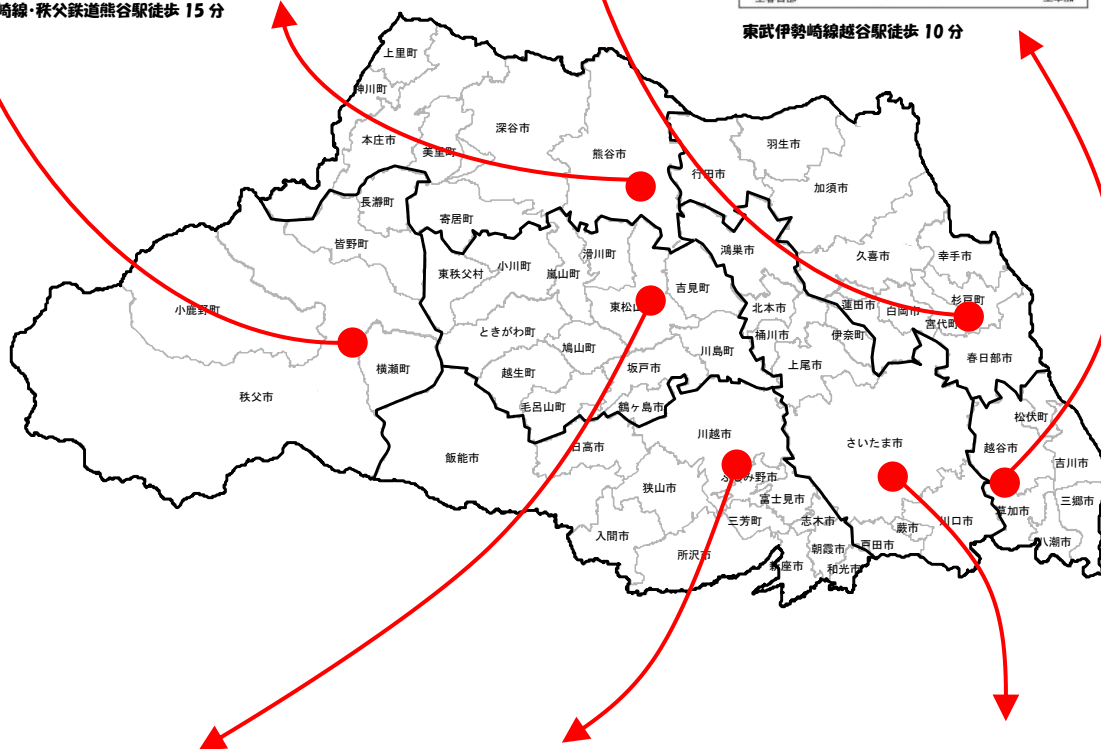
高崎線・秩父鉄道熊谷駅徒歩 15 分

●埼玉県越谷環境管理事務所

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82
(越谷合同庁舎内)
電話 048(966)2311 FAX048(966)5600



東武伊勢崎線越谷駅徒歩 10 分



●埼玉県東松山環境管理事務所

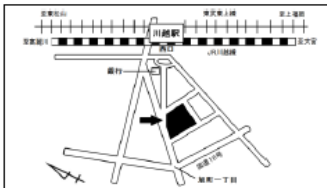
〒355-0024 東松山市六軒町 5-1(東松山地方庁舎内)



東武東上線東松山駅徒歩 20 分

●埼玉県西部環境管理事務所

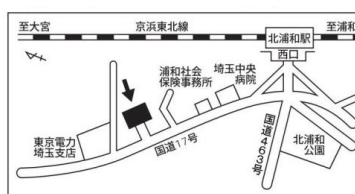
〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17
(ウエスタ川越公共施設棟 4 階)
電話 049(244)1250 FAX049(246)7885



川越線・東武東上線川越駅徒歩 5 分

●埼玉県中央環境管理事務所

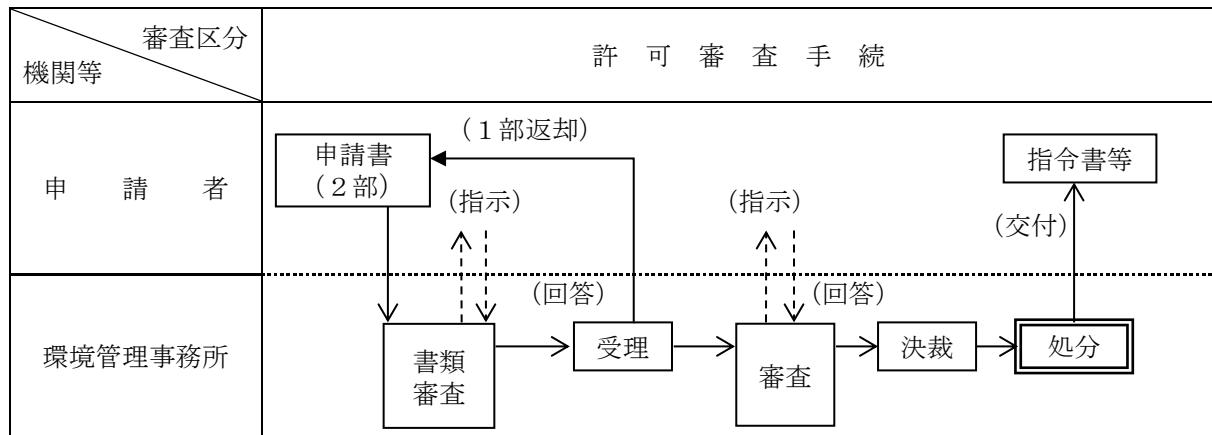
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5
(浦和合同庁舎内)
電話 048(822)5199 FAX048(822)5139



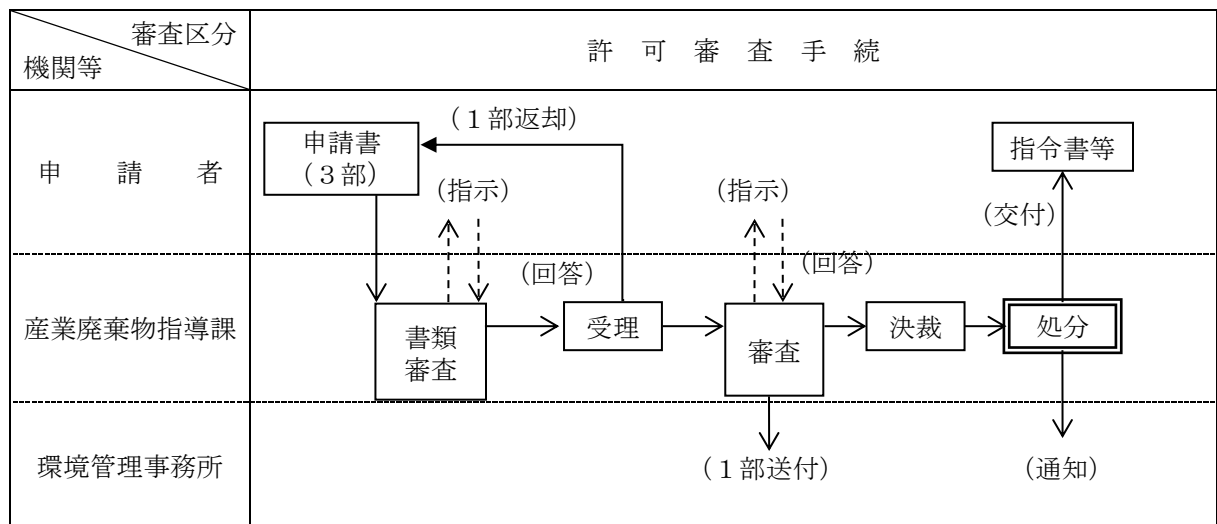
京浜東北線北浦和駅徒歩 10 分

4 産業廃棄物処理業許可事務のフロー

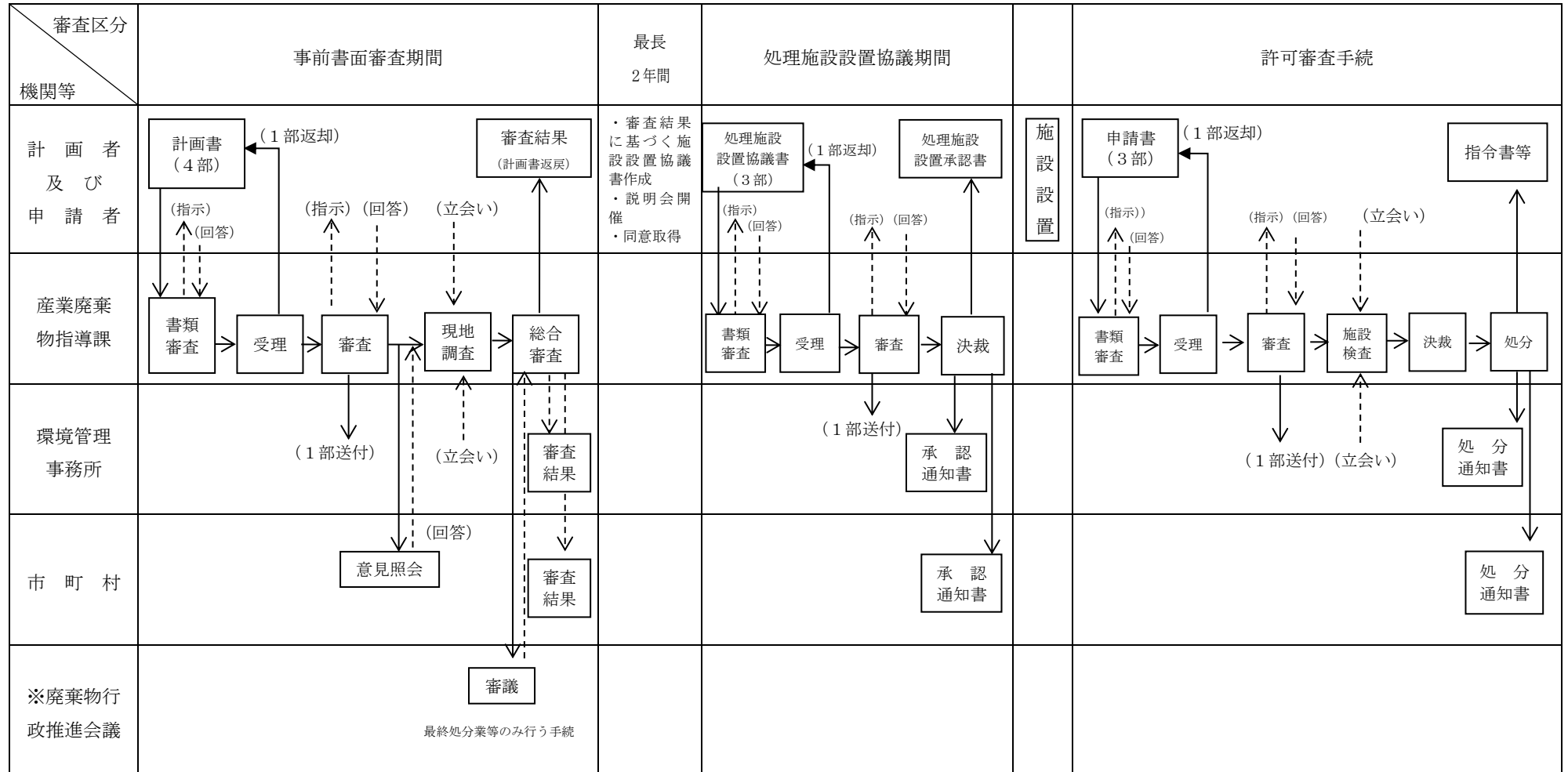
○収集運搬業（積替え保管を含む）、中間処分業の更新許可申請



○最終処分業の更新許可申請



○収集運搬業（積替え保管を含む）、中間処分業及び最終処分業の新規、変更許可申請



※ 最終処分場又は産業廃棄物の積替え保管若しくは処理施設のうち環境部長が特に審議を必要と認めたものを設置しようとする場合は、産業廃棄物行政推進会議で審議すること。

IV 事業開始後

1 各種届出（窓口持参又は郵送。なお、窓口持参の場合は、事前に電話で予約して下さい。）

（1）変更届（付録に様式が添付されています。）

次表に示す事項について変更したときは、変更した日から10日以内（法人で登記事項証明書（商業・法人用）を添付すべき場合にあっては30日以内）に提出してください。

添付書類 変更事項		住民票の写し（本籍記載のもの）※⑥	登記されていることの証明書※⑮	申請書第2面又は3面※⑦	登記事項証明書	定款又は寄付行為の写し	代理人を証する書類	誓約書※⑰	付近の見取り図	埼玉県の特許証の写し※⑪	自動車検査証の写し所有権原※⑱	図面・設計計算書等※⑧	運搬施設の概要	保管又は処理施設の概要※⑭	写真※⑨	卒業証明書又はその写し	分析を行う者に関する証明書
共通事項	住所（個人の場合）	○		○					○	○							
	所在地※①（法人の場合）			○	○				○	○							
	氏名（個人の場合）	○		○						○							
	名称（法人の場合）			○	○	○				○							
	法人の組織（例：有限会社→株式会社）			○	○	○				○							
	法定代理人※⑬	○	○	○	○		○	○		○							
	役員（代表者、顧問等を含む）※⑲	○	○	○	○			○		○							
	政令で定める使用人※⑯,⑲	○	○	○	○			○		○							
	株主又は出資者が個人の場合※②,⑲	○	○	○				○		○							
	株主又は出資者が法人の場合※②			○	○			○		○							
	事務所及び事業場の所在地※①				○				○	○							
収集運搬業	車両（増車、廃車※⑩等）									○	○		○			○	
	保有器材（ブルドーザー等）									○			○			○	
	保管施設の位置									○		○					
	保管の面積、最高高さ、保管量の上限※③									○		○		○	○		
	政令市の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管含む）の許可の有無※⑫									○							
中間処理業	処理施設の構造、処理方法、設備及び処理工程等※④									○		○		○	○		
	保有器材									○						○	
	保管施設の数及び位置									○		○		○	○		
	保管の面積、最高高さ、保管量の上限									○		○		○	○		
	特別管理産業廃棄物の分析者									○							○
最終処分業	主要な設備の構造又は規模※⑤									○		○					
	保有器材									○						○	
	特別管理産業廃棄物の分析者									○							○

- ※① 法人の事務所の所在地の変更にあつては、変更前後が確認できる登記事項証明書。
事業場の所在地の変更にあつては、土地の全部事項証明書を添付。なお、市町村合併等による住居表示の変更の場合、変更届の提出は任意（提出する際の添付書類は、市町村の発行する証明書を添付）。
 - ※② 当該株主確認のため、確定申告書に添付した「同族会社等の判定に関する明細書（別表二）」等を添付。
 - ※③ 積替え保管施設の保管能力が増大する場合は、変更許可を受ける必要あり。
 - ※④ 処理能力の増大、処理区分の変更は、変更許可を受ける必要あり。
 - ※⑤ 設置場所の変更及び面積の拡大等は、変更許可を受ける必要あり。
 - ※⑥ 本籍記載のあるもので、マイナンバーの記載のないもの。外国人にあつては、国籍等が記載されているもの。
 - ※⑦ 共通事項の該当事項のうち、申請書第2面又は第3面に記載されている事項を記入した書面で可。
 - ※⑧ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書。ただし、最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面。
 - ※⑨ デジタルカメラで撮影したものでも可。車両の増車の場合は、産業廃棄物収集運搬車両である旨の表示の写真も添付。
 - ※⑩ 車両の廃車時は、自動車車検証の写し等及び車両の写真は不要。
 - ※⑪ さいたま市、川越市、川口市及び越谷市で（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の許可を取得している事業者で、許可証の書換えを伴う変更届を提出する場合、同市の許可証の写しも添付。
 - ※⑫ 新たに受けた政令市の許可証の写しも添付。
 - ※⑬ 登記事項証明書は、法定代理人が法人の場合のみ必要。
 - ※⑭ 積替え保管施設の保管能力を変更する場合は搬出計画書を添付。また、処理能力を変更する場合は「処分のための保管上限」を添付。
 - ※⑮ 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付。
 - ※⑯ 登記事項証明書は、政令で定める使用人が登記事項証明書に記載されている場合のみ必要。
 - ※⑰ 誓約書は、該当者が追加になる場合のみ必要。
 - ※⑱ 電子車検証の場合、有効期限や所有者・使用者などの情報が記載された自動車検査証記録事項を添付。
 - ※⑲ 既に代表取締役、役員、政令使用人、株主等として埼玉県に申請や届出をしている方の変更の場合、住民票の写し、登記されていないことの証明書及び誓約書の添付は原則、不要。
- ※ 同時に二以上の申請書等を提出する場合、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書等に添付し、他の申請書等への添付を省略することがあります。詳細は、御相談ください。

- (2) 事業の廃止（付録に様式が添付されています。）

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の全部若しくは一部を廃止したときは、**廃止した日から10日以内に**、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業廃止届出書を提出してください。

- (3) 事業の休止

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の全部又は一部を30日以上休止しようとするときは、あらかじめ産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（処分業）休止届出書を提出してください。

- (4) 許可証の再交付

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（処分業）許可証再交付申請書を提出してください。

- (5) 欠格要件該当届出

申請者等の欠格要件(P18～19)イ～ヘまで又はチ～ヌまで（チからヌまでに掲げる者にあつては、トに係るものを除く。）に該当した場合には、該当してから2週間以内に届出書を提出してください。

- (6) 提出場所

収集運搬業		中間処分業	最終処分業
積替え保管を除く	積替え保管を含む		
産業廃棄物指導課	環境管理事務所	環境管理事務所	環境管理事務所

- (7) 提出部数

2部（うち事業者控え1部）

2 産業廃棄物処理実績報告書

産業廃棄物収集運搬業者（積替え保管を含む）、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者（積替え保管を含む）、特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、前年度（4～3月）における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理状況について県知事に報告しなければなりません。

報告について、処理施設の設置場所を管轄する環境管理事務所に実績報告書を提出してください。詳細については、下記ホームページを御確認ください。問い合わせについては、各環境管理事務所にお問合せ下さい。

埼玉県ホームページ「廃棄物実績報告」

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/901-20110413-100.html>

V 罰則

許可を受けずに処理業を行ったり、無届けで諸事項の変更をした場合などには、罰則の規定の適用を受けます。

(1) 無許可営業

- ア 許可を受けずに、産業廃棄物の収集、運搬を業として行うこと。
- イ 許可を受けずに、産業廃棄物の処分を業として行うこと。
- ウ 許可を受けずに、特別管理産業廃棄物の収集、運搬を業として行うこと。
- エ 許可を受けずに、特別管理産業廃棄物の処分を業として行うこと。

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

(2) 無許可変更

- ア 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が許可を受けず事業の範囲を変更すること。
- イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が許可を受けず事業の範囲を変更すること。

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

(3) 廃棄物処理業廃止変更届出義務違反

廃棄物処理業者が、その業務を廃止又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。

30万円以下の罰金

(4) 欠格要件該当届出義務違反

特定欠格要件に該当してから2週間以内の届出を怠った場合

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(5) 報告違反

廃棄物処理業者等が求められた報告をせず又は虚偽の報告をすること。

30万円以下の罰金

※ ほかに、不法投棄、命令違反などの行為に対しても罰則が適用されます。

VI その他

県に提出された産業廃棄物関係の文書は、次のとおり扱われます。

(1) 文書の保存

埼玉県文書管理規則により、文書が保存されます。保存期間は、文書の種類により 1 年未満保存から 11 年以上保存まで区分されます。

(2) 情報の公開

県の機関が保有している公文書は、埼玉県情報公開条例により、原則として公開の対象となります。

VII 参考

1 許可申請に関する講習会修了証の取扱いについて

許可の種類		申請書に添付できる講習会の修了証							
		収集運搬課程				処分課程			
		新規課程		更新課程		新規課程		更新課程	
		産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管
新規許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○						
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○						
	産業廃棄物処分業					○	○		
	特別管理産業廃棄物処分業						○		
更新許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○	○				
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○				
	産業廃棄物処分業					○	○	○	○
	特別管理産業廃棄物処分業						○		○
変更許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○※	○※				
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○※				
	産業廃棄物処分業					○	○	○※	○※
	特別管理産業廃棄物処分業						○		○※

※ 更新許可申請に当たっての更新課程講習会修了証の有効期間は、2 年間であるが変更許可申請に当たっては、5 年間とする。

他都道府県市等で既に許可を取得している場合の取扱い

他都道府県市で既に取得している許可	本県で新規に取得しようとする許可	申請書に添付できる講習会の修了証							
		収集運搬課程				処分課程			
		新規課程		更新課程		新規課程		更新課程	
		産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管
産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○	○				
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○						
特別管理産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業	○	○		○				
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○				
産業廃棄物処分業	産業廃棄物処分業					○	○	○	○
	特別管理産業廃棄物処分業						○		
特別管理産業廃棄物処分業	産業廃棄物処分業					○	○		○
	特別管理産業廃棄物処分業						○		○

※ 個人事業者が同じ事業を行うため法人（当該事業者が法人の代表者である場合に限る。）を設立し、新規に許可を取得する場合は更新許可講習会で可とする。

2 産業廃棄物処理業等の許可申請に係る財務診断書等の追加添付書類について

(1) 申請書に追加して添付する書類

①【既存法人】

貸借対照表 直前期の 自己資本	損 益 計 算 書		申請書に追加して添付する書類(注1)		
	直前期の 経常利益	直前3年間の 経常利益の平 均値	積替保管	中間処分	最終処分
+	+	+	な し		
+	—	+	直前3年の実績及び今後5年間の計画(注2)		
+	+	—			
+	—	—			
—	+	+	直前3年の実績及び今後5年間の計画 中小企業診断士又は公認会計士の財務診断書(注3)		
—	+	—			
—	—	+			
—	—	—			

(注1) 追加添付書類が提出されない場合は経理的基礎を有すると判断できません。

(注2) 個人事業者については直前3年の実績及び今後5年間の計画の添付は必要ありません。

(注3) 財務診断書を審査の結果、事業を継続して行えないと判断される場合には不許可となる場合があります。

②【決算期を迎えていない新規設立法人】

直前3年の実績及び今後5年間の計画、金融機関の残高証明書及び融資証明書

(2) 中小企業診断士等の財務診断書記載事項

①診断する会社の概要

②直近3年分の財務諸表に基づく財務診断

直近3年分の財務諸表をベースに安全性、成長性、収益性の観点から各種財務指標の診断を行い、その診断結果を記載する。

③債務超過に至った原因

債務超過に至った原因を具体的に記載する。

④今後5年間の計画についての分析

今後5年間の計画の数値の変化の内容を具体的に記載する。

⑤債務超過の改善策及びその実現可能性

「リサイクルの気運が高まり売上が上昇する」等の期待的観測は不可。

あくまで具体的な改善策に限る。

⑥関連資料（各種財務診断資料等）

付 録

○産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書

○特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書

様式第十一号（第十条の十関係）

埼玉県知事	産業廃棄物処理業 廃止 変更	届出書 年 月 日
届出者 郵便番号 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の 廃止 事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において 変更 準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 （規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
（ふ り が な） 名 称	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
（ふ り が な） 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃止又は変更の理由		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本産業規格 A列4番）

様式第十七号（第十条の二十三関係）

特別管理産業廃棄物処理業		廃止 届出書 変更
埼玉県知事		年 月 日
届出者 郵便番号 住 所		
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る		
以下の事項について 廃止 変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項に		
において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふ り が な) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由		
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の23第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(日本産業規格 A列4番)